



有限会社 ウンピング・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピング神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.201 2018年12月05日

2019年06月17日カナダ商標法改正が施行

カナダ商標法の主な改正点

A. ニース分類の採用

- ①ニース分類の採用に伴い、出願にかかる公費:現行 CAD250.00(区分数に関係なく)が2019年06月17日以降 CAD330.00 (2区分目から CAD100.00)に増額される。
- ②商標権者は少なくとも次回更新までに、指定商品・役務をニース分類へ区分分けしなければならない。
- ③更新にかかる公費:現行 CAD350.00(区分数に関係なく)が2019年06月17日以降 CAD400.00 (2区分目から CAD125.00)に増額。
- ④出願を指定区分ごとに分割することが可能となる。2019年06月17日以降は、例えば先行商標が引用された場合など、拒絶対象となった指定区分を分割することにより、拒絶対象外の指定区分について登録に進めることができることとなる。

B. 使用宣言書の提出が不要(2019年06月17日時点で府に係属中の出願は、登録料納付にて登録手続きに進むことができる。)

C. 存続期間が15年から10年に変更(2019年06月17日以降に更新期限を迎えるすべてのカナダ登録の更新後の存続期間は10年になる。)

D. 2019年06月17日付で、カナダはマドリッド・プロトコルに加盟の予定

(出典: Ridout & Maybee LLP)